

小牧岩倉衛生組合公共工事に要する経費の中間前金払取扱要
領

平成 25 年 4 月 1 日
25 小岩衛総第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小牧岩倉衛生組合予算決算会計規則（昭和 59 年小牧岩倉衛生組合規則第 6 号。以下「規則」という。）第 52 条第 2 項に規定する前金払（以下「中間前金払」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の条件)

第 2 条 規則第 52 条第 2 項の管理者が別に定める条件は、次の各号のいずれにも該当することとする。この場合において、工期及び契約金額に変更があった場合における第 2 号及び第 3 号の工期並びに第 4 号の契約金額については、第 5 条に規定する中間前金払の認定の請求時点の工期及び契約金額によることとする。

(1) 前払金を受けていること。

(2) 工期の 2 分の 1 が経過していること。

(3) 第 5 条第 1 項に規定する実施工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当すること。

(5) 当該年度において部分払の請求をしていないこと。

2 前項の規定は、継続費に係る 2 年以上にわたる契約及び債務負担行為に基づく 2 年以上にわたる契約の中間前金払について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度の年割額」と、同項第 1 号中「前払金」とあるのは「当該会計年度の前払金」と、同項第 2 号及び第 3 号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、同項第 4 号中「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の当該工事」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度の年割額」と読み替えるものとする。

(2 年以上にわたる契約)

第3条 継続費に係る2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に対してする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してする。

3 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に対してする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、契約金額の総額に対し中間前金払をすることができる。

(中間前金払の対象等の明示)

第4条 中間前金払の対象となる工事及び当該工事に要する経費に対する中間前金払の範囲については、入札条件としてあらかじめ入札参加者に対し明示するものとする。

(中間前金払の認定)

第5条 請負者は、中間前金払を申請する際は、中間前金払認定請求書(様式第1)に実施工程表及び工事写真(以下「認定資料等」という。)を添付して管理者に申請するものとする。

2 管理者は、請負者から中間前金払認定請求書及び認定資料等の提出があったときは、規則第52条第2項及び第2条に規定する要件を満たしているか確認するものとする。

3 管理者は、前項の確認の結果、要件を満たしていると認められるときは、原則として中間前金払認定請求書を受理した日から起算して7日(小牧岩倉衛生組合の休日を定める条例(平成5年小牧岩倉衛生組合条例第1号)第1条第1項に定める組合の休日を除く。)以内に、中間前金払認定書(様式第2)を請負者に交付するものとする。この場合において、提出書類に不備等があった場合は、請負者に対し、当該書類の補正を求め、これに要した日数は含めないものとする。

(中間前払金の支払)

第6条 前条の認定を受けた請負者が中間前金払による前払金(以下「中間前払金」という。)の支払を受けようとするときは、保証事業会社の保証証書を管理者に提出しなければならない。

2 中間前払金は、請求書を受理した日から40日以内に前項の保証証書に記載された預託金融機関に対し支払うものとする。

3 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てるものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に締結される契約について適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に執行する改正後の小牧岩倉衛生組合公共工事に要する経費の中間前金払取扱要領第 2 条に規定する対象工事の入札から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧岩倉衛生組合公共工事に要する経費の中間前金払取扱要領は平成 30 年 4 月 1 日以降に契約する公共工事から適用し、同日前に契約を締結する公共工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の小牧岩倉衛生組合公共工事に要する経費の中間前金払取扱要領の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧岩倉衛生組合公共工事に要する経費の中間前金払取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第 1 (第 5 条関係)

中間前金払認定請求書

年 月 日

(宛先) 小牧岩倉衛生組合管理者

住 所

請負者

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

次の工事について、中間前払金の請求をします。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	金 円
工 期	着 手 年 月 日 しゅん工 年 月 日
進 捗 状 況 (年 月 日現在)	契約金額(工期が複数年の場合は出来高予定額)の パーセント
	全工程(工期が複数年の場合は当該年度分)の パーセント

添付図書

- 1 実施工程表
- 2 工事写真

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第2（第5条関係）

中間前金払認定書

年 月 日

（請負者） 様

小牧岩倉衛生組合
管理者



下記の工事については、中間前金払をすることを認定します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契約締結年月日	年 月 日
契 約 金 額	金 円
工 期	着 手 年 月 日 しゅん工 年 月 日
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。